



[日付]

# 退職後の医療保険制度 について

(任意継続組合員のご案内)



防衛省共済組合

市ヶ谷センター所属所

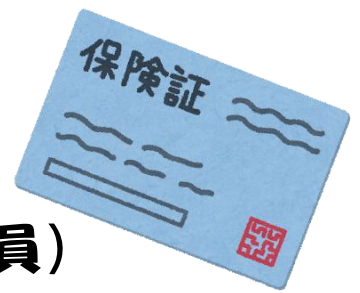
MODMAU

## 任意継続組合員になるための手続きガイド



防衛省共済組合市ヶ谷センター所属所

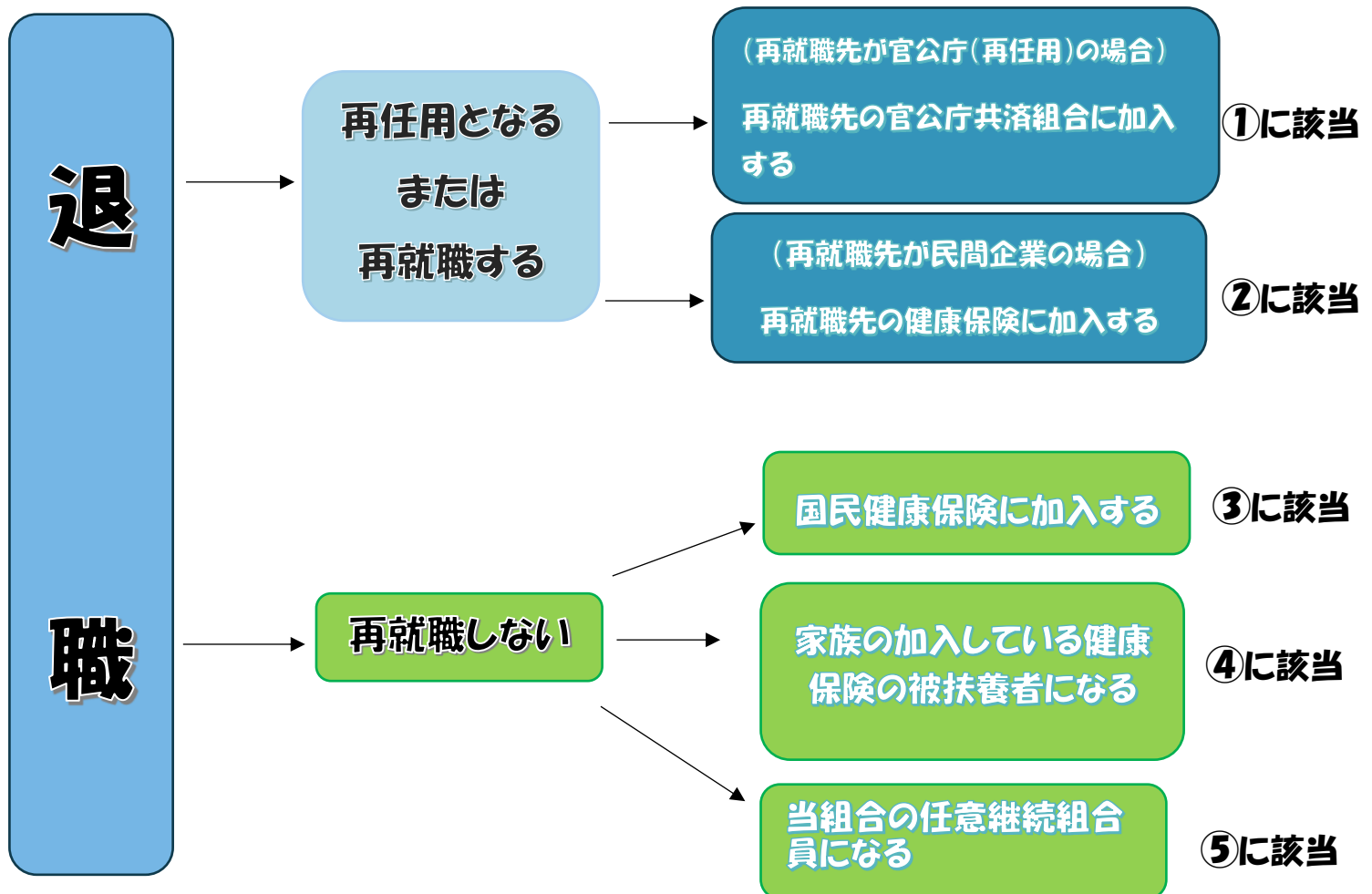
(令和8年4月～)



## 1.退職後の医療保険制度(任意継続組合員)

組合員が退職した場合については、退職日の翌日から組合員資格を喪失するため、現在のマイナ保険証及び資格確認書等は医療機関等で使用できなくなります。

また、退職した場合はなんらかの健康保険制度に加入しなければならず、次の医療保険制度に加入することになります。



75歳以上の方は、後期高齢者医療保険へ加入します。

## ①「再就職先が官公庁(再任用)」に該当する場合

### ●マイナ保険証及び資格確認書等について

退職日の翌日から引き続き再任用で勤務し健康保険が適用される場合、再任用期間は継続して組合員となります。

(再任用の場合で被扶養者がいる場合は、改めて被扶養者等申告書の提出を行い、被扶養者等の認定手続きが必要です。)

ただし、被扶養者が認定要件を満たさなくなったときは被扶養者の認定取り消しの手続きが必要です。

### ●再任用を辞めた後の健康保険について

退職日までの組合員期間が引き続き1年以上ある場合は、共済組合の任意継続組合員の資格を有します。



## ②「再就職先の健康保険に入る」に該当する場合

健康保険が適用される働き方の場合、就職先の健康保険に加入となります。健康保険が適用されるかどうかは新しい職場へお問い合わせください。健康保険の種類は就職先によって変わります。

※新しい健康保険が適用される日は、再就職先の健康保険の「資格取得日」になります。

### ③「国民健康保険に加入する」に該当する場合

●どなたでも加入することができます。

●保険料は前年の収入で算出されるため、一般的には1年目は高額になります。(退職後に収入がない又は収入が大幅に減少する場合、退職後2年目からの保険料は大幅に下がることになります。)

※手続きの方法や保険料については、お住まいの市区町村等の国民健康保険担当課へお尋ねください。



### ④「家族の加入している健康保険の被扶養者になる」に該当する場合

健康保険等の掛金は不要ですが、認定されるためにはご家族が加入している健康保険の被扶養者の認定要件を満たす必要があります。

※認定の条件や手続きについては、必ずご家族の勤務先へご確認ください。それぞれの健康保険等によって取り扱いが異なります。

## ⑤「当組合の任意継続組合員になる」に該当

### 《対象者》

退職日の前日まで引き続いて1年以上組合員であった方

### ！注意！

**(例)4/1採用、翌年3/31退職の場合、退職日前日の3/30までの組合員期間は1年未満のため加入不可になります。**

### 《加入期間》

退職日の翌日から2年間を限度

### 《適用事業》

●短期給付(一部の休業給付を除く※下記)が受けられます。

※休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金は除く

※出産手当金については、1年以上組合員であったものが退職した際に、出産手当金を受けている場合は、引き続き受給できます。ただし、他の組合員資格取得をした場合は除きます。

※傷病手当金については次の場合に限り傷病手当金の支給を開始した日から1年6ヵ月(結核性傷病3年まで)引き続き支給されます。

(1)在職中に既に傷病手当金を受けていて、退職日以降も引き続き労務不能状態にある場合

(2)退職した日に既に勤務に服することができなくなった日以降3日を経過しているが、報酬が支給されていたため傷病手当金の支給が行われていない場合

(3)退職した日まで引き続き1年以上組合員であった自衛官

(資格喪失の際、傷病手当金を受けていない場合も)

●ベネフィットステーション(宿泊、人間ドッグ等の助成)

●定期貯金(退職前の預入分は、任継期間中の満期日まで可)

## 《掛金額》

次のいずれか低い方の標準報酬月額をベースに算定します。

(1)退職時の標準報酬月額

(2)防衛省共済組合の平均標準報酬月額(410,000円※)

※令和8年度額

## 《掛金の払込》

以下のとおり払込をお願いします。払込はすべて振込でお願いします。(振込手数料は組合員の方の負担となります。)

**(注)支部窓口での入金はできませんのでご注意ください!**

(1)毎月払い(割引なし)

初回は、退職した日から起算して20日以内に払込してください。次回以降は、対象月の前月末日までに払込してください。

(2)半年分前納(割引あり)

- ・4月～9月分を払込してください。
- ・10月～翌年3月分を払込してください。

(3)1年分前納(割引あり)

- ・4月～翌年3月分を払込してください。

※申し出のあった月については割引の適用はありません。



★令和8年4月から令和8年9月まで前納する場合

〔計算例〕

○標準報酬の月額 410,000 円

○短期給付掛金率 71.04 / 1,000

**(福祉掛金率を含む)**

○介護納付金掛金率 15.32 / 1,000

○子ども・子育て支援掛金率 2.3 / 1,000

○前納期限 令和8年3月31日

短期掛金  $410,000 \text{ 円} \times 71.04 / 1,000 = 29,126.4 \text{ 円}$

(円未満切捨て) = 29,126 円

$29,126 \text{ 円} \times 5.931847 = 172,770.975 \text{ 円}$

↑6月割引率

(円位未満四捨五入) = 172,771 円

介護掛金  $410,000 \text{ 円} \times 15.32 / 1,000 = 6,281.2 \text{ 円}$

(円未満切捨て) = 6,281 円

$6,281 \text{ 円} \times 5.931847 = 37,257.93 \text{ 円}$

↑6月割引率

(円位未満四捨五入) = 37,258 円

子ども・子育て支援掛金  $410,000 \text{ 円} \times 2.3 / 1,000 = 943 \text{ 円}$

$943 \text{ 円} \times 5.931847 = 5,593.731 \text{ 円}$

↑6月割引率

(円位未満四捨五入) = 5,594 円

合計  $172,771 \text{ 円} + 37,258 \text{ 円} + 5,594 \text{ 円} = 215,623 \text{ 円}$

…前納額

## 〔割引率表〕

前納期間	率
1月	0.996737
2月	1.990221
3月	2.980464
4月	3.967476
5月	4.951267
6月	5.931847
7月	6.909228
8月	7.883420
9月	8.854433
10月	9.822277
11月	10.786964
12月	11.748502

## 《申込方法及び提出書類》

●退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員となるための申出書」を提出してください。

●以下の申し出書等の申請を電子申請(もしくは紙による郵送申請も可)にて行ってください。

※紙による申請の場合、郵送費用は組合員の方の負担となります。

(1)任意継続組合員となるための申出書

(2)任意継続掛金の前納申出書(前納希望者のみ)

### (3)被扶養者等申告書(被扶養者がいない場合も)

○被扶養者の認定を受けようとする者に関する扶養事実確認書類

### (4)退職時の辞令書のコピー

## 提出書類(注意事項及び記入例)

### 1.任意継続組合員となるための申出書

任意継続組合員となるための申出書	
申出人の氏名 生年月日	<b>防衛 太朗</b> 昭和 <b>62</b> 年 <b>7</b> 月 <b>7</b> 日
住所	<b>東京都新宿区市谷本村町〇〇-〇〇 〇〇〇号室</b> (TEL. <b>000-0000-0000</b> )
退職年月日	令和〇年 〇月 〇日
組合員期間	<b>20</b> 年 <b>5</b> 月
退職時の標準報酬の月額	第 <b>23</b> 級 <b>320,000</b> 円
退職時の組合員証記号及び番号	記号 <b>〇〇〇</b> 番号 <b>〇〇〇〇〇〇</b>
備考	

国家公務員共済組合法第126条の5第1項の規定の適用を受けることを申し出ます。  
防衛省共済組合 市ヶ谷センター所属所長 殿

申出日 **令和〇年 〇月 〇日**

住所 **東京新宿区市谷本村町〇〇-〇〇**  
申出人 氏名 **防衛 太朗**

マンション等に居住している場合は、室番号等まで記入

自衛官の場合、「退職時の組合員記号及び番号」欄に自衛官診療証の記号番号を併せて記入(電子申請の場合は自動連携のため不要)

退職後、暫定的に居住する場合には、備考欄にその住所を記入

申出日を記入

組合員本人住所氏名を記入



## 電子申請入力画面(参考)

一例です。(仕様が本画面と異なる場合がございますのでご容赦ください。)

**【正】任意継続組合員となるための申出書**  
退職後に引き続き任意で共済組合の被保険者として継続して加入を希望するための書類です。  
JIS第1、第2水準で規定されている文字のみ入力可能です。  
入力可能な文字一覧はこちらをご参照ください。

<b>組合員情報</b>	<b>備考</b>
氏名	備考 <small>任意</small> 上記で入力した項目以外に補足事項等があれば、入力・書類の添付等をしてください。
氏名 フリガナ	補足事項等を入力
生年月日	0/3
1982年 (昭和57年) 2月 17日	ファイルを選択 またはファイルをドロップ
連絡先電話番号 (携帯) <small>必須</small> 日中に連絡可能な携帯番号を入力 (ハイフンなし) してください。	<b>申出人情報</b>
携帯番号 (半角数字) を入力	申出日
2026年 (令和8年) 1月 7日	住所 (現住所) 郵便番号 <small>必須</small> 現居住地の郵便番号を入力してください。
〒 半角数字 (ハイフンなし) を入力 検索	〒 1628802 検索
住所 (退職後) <small>必須</small> 退職後居住地の住所を入力してください。	住所 (現住所) <small>必須</small> 現居住地の住所を入力してください。
住所 (退職後) を入力	東京都新宿区市谷本村町5-1
退職年月日 <small>必須</small>	氏名
年 月 日	
組合員等記号番号 (退職時) 4012000006	<b>添付書類</b>
	【アップロード可能な形式】JPG,PEG,PNG,HEIC,PDF 【アップロード可能なサイズ】JPG,PEG,PNG：無制限 HEIC,PDF：約3MBまで 【アップロード可能な数】各書類につき3つまで
	退職を証明する書類 <small>必須</small>
	退職証明書 (人事担当者の証明)
	退職を証明する書類 提出方法 <small>必須</small>
	電子申請に添付する
	ファイルを選択 またはファイルをドロップ

紙または電子申請の手続きの詳細は、共済組合のホームページ等でご確認いただき、電子申請の手続きはホームページからアクセスが可能です。

## 提出書類(注意事項及び記入例)

### 2.任意継続掛金の前納申出書

任意継続掛金の前納申出書

所属部局課 (部隊名) 連絡先電話番号	〇〇基地〇〇班 000-0000-0000	組合員等 記号番号	〇〇〇- 〇〇〇〇〇〇
任意継続 組合員期間	自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日		
前納期間	自 令和〇年〇月 至 令和〇年〇月(〇か月分)		
前納期間の終 期が9月又は 3月以外の者 については当 該終期の理由			
備 考			

国家公務員共済組合法第126条の5第3項の規定により任意継続掛金の  
前納を申し出ます。

令和〇年 〇月 〇日

防衛省共済組合 市ヶ谷センター所属所長 殿

住所 東京新宿区市谷本村町〇〇-〇〇

申出人 氏名 防衛 水廻

任意継続組合員証の記号番号  
を記入(電子申請は自動連携)  
⇒退職後、任意継続組合員とな  
り初めて払い込むべき掛金を前  
納する場合は、現職時の組合員  
証記号番号を記入

任意継続組合員となる  
期間を記入

任意継続掛金を前納する  
期間を記入

「前納期間の終期」を9月又は  
3月以外にする場合に理由を  
記入

申出日を記入

組合員本人住所・氏名記入

## 《資格喪失》

次のいずれかに該当した場合、任意継続組合員の資格を喪失します。一度喪失すると再加入はできませんのでご注意ください。

- ・任意継続組合員となった日から2年を経過したとき  
(期間満了:満了日の翌日に資格喪失)
- ・死亡したとき(死亡した日の翌日に喪失)
- ・任意継続掛金を指定期日までに払い込まなかったとき  
(その翌日に資格喪失)
- ・再就職して健康保険等の被保険者になったとき  
(被保険者になった日に資格喪失)
- ・任意継続組合員でなくなることを希望し、その申し出が受理されたとき(翌月の初日)
- ・後期高齢者医療の被保険者となったとき  
(被保険者になった日に資格喪失)

(注)掛金を前納し、任意継続組合員の資格を取得した後、前納した期間が経過する前に資格を喪失する場合、未経過期間分の掛金は、以下の例により返金します。

\* 資格喪失時の未経過期間につき、新たに掛金を前納することとした場合に、その前納すべき額に相当する額を返金

[掛金還付事例] 令和8年4月から令和8年9月まで前納し、令和8年6月20日に資格喪失した場合の還付金

短期掛金  $29,126 \text{ 円} + 29,126 \text{ 円} \times 2.980464 = 115,934.99 \text{ 円}$  (円位未満四捨五入)

↑6月分    ↑7月、8月、9月分    = 115,935 円

介護掛金  $6,281 \text{ 円} + 6,281 \text{ 円} \times 2.980464 = 25,001.29 \text{ 円}$  (円位未満四捨五入)

↑6月分    ↑7月、8月、9月分    = 25,001 円

子ども・子育て支援掛金  $943 \text{ 円} + 943 \text{ 円} \times 2.980464 = 3,753.57 \text{ 円}$  (円位未満四捨五入)

↑6月分    ↑7月、8月、9月分    = 3,754 円

合計  $115,935 \text{ 円} + 25,001 \text{ 円} + 3,754 \text{ 円} = 144,690 \text{ 円}$ …還付金



## 《資格喪失時の提出書類》

### (1) 健康保険に加入するとき

- ・任意継続組合員でなくなることの申出書
- ・加入した健康保険の資格情報のお知らせ又は資格確認書のコピー、採用証明書等の写し(就職日等が分かる書類)

### (2) 国民健康保険の被保険者になる、被扶養者になるとき

- ・任意継続組合員でなくなることの申出書  
(資格喪失日は、申出日の属する月の翌月の初日)

### (3) 任意継続組合員でなくなることを希望するとき

- ・任意継続組合員でなくなることの申出書  
(資格喪失日は、申出日の属する月の翌月の初日)

### ★以下の場合提出書類は不要★

- ・任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
- ・死亡したとき
- ・任意継続掛金を期日までに払い込まなかったとき
- ・後期高齢医療制度の被保険者となったとき

## 提出書類(注意事項及び記入例)

### 1.任意継続組合員でなくなることの申出書

任意継続組合員でなくなることの申出書	
氏名	防衛 太郎
住所	東京都新宿区市谷本村町〇〇-〇〇 (TEL 000-0000-0000)
組合員等記号番号	記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇
【脱退事由】	<input checked="" type="radio"/> 1 健康保険加入 【資格取得年月日 令和8年 〇月 〇日】 2 その他（国民健康保険の被保険者になる、被扶養者となる等）
資格喪失証明書の発行の希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無

国家公務員共済組合法第126条の5第5項4号又は5号の規定に基づき任意継続組合員でなくなることを申し出ます。  
防衛省共済組合 市ヶ谷センター所属所長 殿

住所 東京新宿区市谷本村町  
〇〇-〇〇  
氏名 防衛 太郎

令和〇年 〇月 〇日

組合員等の記号・番号を記入

脱退事由を該当する番号に○で囲む  
「1健康保険加入」:就職により社会保険に加入した場合  
※資格取得年月日も併せて記入  
「2その他」:1に該当しない場合○をつける

資格喪失証明書の希望の有無に○をつける

申出日を記入

組合員本人住所・氏名記入

## 提出書類(注意事項及び記入例)

### 2.任意継続掛金還付請求書

(前納した者が中途脱退し、未経過分の掛金を払戻請求する場合)

任意継続組合員であった者の氏名及び生年月日を記入

任意継続組合員等の記号・番号を記入

任意継続掛金還付請求書

任意継続組合員氏名	防衛 太郎	任意継続組合員番号	〇〇〇-8〇〇〇〇〇〇
還付請求者氏名	防衛 太郎	任意継続組合員との続柄	本人
還付請求者生年月日	昭和〇年〇月〇日	連絡先電話番号	000-0000-0000
還付請求者住所	東京都新宿区市谷本村〇〇-〇〇		
還付の対象となる期間	令和〇年〇月~令和〇年〇月		
還付金請求額	〇〇〇,〇〇〇円		
還付請求の理由	他保険加入のため		
資格喪失年月日	令和〇年〇月〇日		

未経過期間に係る還付金の額を記入

・振込先を記入しない場合は、給付金の振込口座または公金受取口座に振込みます。  
 ※公金受取口座への振込を希望する場合は、公金受取口座希望の「する」を選択し、振込先は記入不要です。  
 ・還付請求者が遺族の場合には、振込先を必ず記入してください。

公金受取口座希望 する / しない )

金融機関名	預金種目
銀行 金庫 組合	支店
口座名義人	

※還付請求者が相続人の場合、受取口座情報の記入は必須

口座で郵便局を利用する場合

郵便局	記号	番号	口座名義人

還付請求者住所、氏名を記入

上記のとおり前納掛金に係る還付金を請求します。  
 防衛省共済組合 市ヶ谷センター所属所長 殿  
 令和〇年 〇月 〇日

東京都新宿区市谷本村町  
 住所 〇〇-〇〇  
 還付請求者 氏名 防衛 太郎

申出日記入

#### 添付書類

※還付金の請求者が相続人である場合

- ①任意継続組合員であった者の死亡を証明する書類
- ②その者が任意継続組合員であった者の先順位の相続人であることを証明する書類

## 《住所の変更及び被扶養者の異動の届出》

転居による住所の変更、被扶養者の異動(認定・取消)があったときは、速やかに共済組合へ届出をしてください。

★被扶養者の認定が取消しとなる主な理由★

・被扶養者が、健康保険等の被保険者(本人)となったとき

※就職等で、1日でも健康保険等の被保険者となったときは、被扶養者資格を喪失します。(被扶養者で75歳に到達し、後期高齢者医療制度に該当した場合も含まれます)

・被扶養者が組合員以外の者の健康保険等の被扶養者になったとき

・被扶養者が、組合員以外の者の扶養手当等の対象となったとき

・被扶養者の扶養認定上の収入が、認定基準額の年額130万円以上で、認定対象のその年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満(所得税法上の19歳以上23歳未満の者)の者については年額150万円以上となったとき(組合員の配偶者及び事実上の配偶者を除く。)

※組合員の三親等内の親族で、配偶者(内縁も含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の者は同居が必要です。

被扶養者の取消申告が遅れた場合、取消の事実発生日に遡って、医療費の返還が生じる場合がありますので、ご注意ください!

## 《次年度の資格更新手続き》

令和〇年〇月ごろに登録住所あてに「継続に関するアンケート」を送付します。任意継続組合員の期間の継続について記入し、ご返送ください。

※任意継続組合掛金は、退職時の標準報酬月額を基に算出するため、2年目の掛金額は1年目とほぼ同額です。

※国民健康保険の保険料は前年の所得を基に算出されるため、退職2年目は大幅に下がる可能性があります。

このため、共済組合では2年目は任意継続組合員を選択せず、国民健康保険に切り替える方が多い傾向にあります。次年度の掛金額と国民健康保険を比較するなどして、ご自身にあった選択をされることをおすすめします。



## 2.退職後の国民年金の加入について

60歳未満の方が退職後2ページの③、④、⑤のいずれかを選択する場合は、各自で国民年金へ加入する手続きを行う必要があります。

60歳未満の被扶養配偶者についても、組合員が退職後上記③、④、⑤のいずれかを選択した場合、同様に国民年金へ加入する手続きを行う必要があります。

手続きの方法等については、年金事務所や市区町村の窓口へお尋ねください。

**！注意！**

当組合の任意継続組合員の資格を取得した場合も、各自で国民年金へ加入する手続きが必要ですのでご注意ください。

(参考)国民年金の掛金額は月々17,510円です(令和7年度)



そもそも任意継続と国民年金って？

★任意継続・・・退職前の健康保険を引き続き利用できます。急な医療費負担を避けるため利用されることが多いです。

(自衛官の方は自衛官診療証から共済組合員となります)

★国民年金・・・60歳未満の方は、任意継続組合員となった場合でも退職後に自分で加入し、将来の年金に備えるために必要です。納付状況によって年金額が変わります。退職後の手続きは重要ですので早めに市区町村の窓口へ行きましょう！

